

2023年11月29日

社会保障審議会医療部会
部会長 遠藤 久夫 様

意見書

社会保障審議会医療部会 委員
山口 育子

医療部会を所用により、欠席いたします。

下記の通り、書面にて意見を提出いたしますので、ご検討の程、よろしくお願い申し上げます。

記

遠隔医療の更なる活用について

* 「個別の患者が居宅以外にオンライン診療を受けることができる場所」について、通所介護事業所や学校が挙げられています。

- ・ デイサービスの利用者は年齢的にも身体状態からも、かかりつけ医を持つ人が多いと考えられますが、そのかかりつけ医が利用者のデイサービス中にオンライン診療をするということでしょうか。それとも、通所介護事業所と契約している医師が利用者のニーズに合わせてオンライン診療をするということでしょうか。令和5年11月20日第2回健康・医療・介護WGの資料によると「突発的な体調不良」にも対応することが想定されていますが、突発的な体調不良の場合、検査をして原因を見極める必要性が高いと考えます。必要に応じて適切な検査が受けられないと病気の見逃しにつながることもあり、患者の安心は得られないと考えます。
- ・ オンライン診療を受けられる場所として想定されている「学校」とはどのような学校で、どのような患者がオンライン診療の対象になるのか想像ができません。
- ・ 私共はこれまで33年間で68,000件を超える患者・家族の電話相談に対応し、時代の変遷のなかで患者側のニーズが変化してきていることも実感しています。しかし、「通所介護事業所や学校でオンライン診療を受けることができれば」というニーズを耳にしたことがありません。むしろ、そのようなことが実現したらそこでのオンライン診療を開拓していきたいと考える医師や企業のために認めるべきと主張されているように感じます。

* へき地等に限らず都市部を含め公民館等にオンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能にすることについて

- ・「へき地等において特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」の医政局総務課長通知が2023年5月18日に発出された後、実際に開設した診療所が0件であることを考えると、果たしてそのようなニーズがあるのか疑問です。むしろオンライン診療の初診解禁になった後、美容医療による不適切な初診からのオンライン診療がまん延しているように、都市部において無防備に認めることは不適切な医療を助長する可能性が高まると考えます。それだけに、地域の特性に合わせて都道府県が判断するという厚生労働省案の「オンライン診療によらなければ住民の医療の確保が困難であると都道府県において認められるもの」が妥当と考えます。

以上